

建設関係団体の長 様

岐阜県県土整備部
技術検査課長

公共工事における大型車の通行適正化に向けた取り組みについて（周知依頼）

このことについて、受注者が建設機械・資材等の運搬にあたり、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならないこととなっています。

しかし、主要幹線道路等で、一般的制限値を超えている車両が無許可で通行している事例が多く、また事故を起こす事例も見られるため、このたび岐阜県発注の工事において下記のとおり対策の強化を行いますので協会員への周知徹底をお願いします。

記

- 1 対象工事
車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両の通行を計画している工事
- 2 通行許可の確認
道路法 47 条の 2 に基づく通行許可の確認において、受注者は以下の資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。
車両制限令第 3 条における一般的制限値を越える車両について
施工計画書に一般制限値を超える車両等を記載
出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。
通行許可証の写し
車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）
なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成 10 年 3 月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。
- 3 運用
本通知の運用は「特殊車両通行許可の確認の運用について」別紙による。

本文書は、下記に掲載しています。

岐阜県公式ホームページ 社会基盤 県土・都市整備 技術管理
建設技術 岐阜県共通仕様書 通知 平成 29 年度通知
公共工事における大型車の通行適正化に向けた取り組みについて

http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/index_8335.html

県土整備部 技術検査課 建設技術係			
担当係長	小 原	担 当	豊 田
T E L	058-272-1111 内線 2294		
E-mail	c 11656@pref.gifu.lg.jp		

特殊車両通行許可の確認の運用について

施工計画書への記載

トレーラー等で、大型重機械や橋梁の桁を運搬する場合等は過積載および制限外積載等の安全等輸送計画を立て施工計画書に記載する。

写真撮影

走行中の写真は走行経路や夜間運行状況（安全管理）等を確認するためのものであり、運行経路途中のパーキングエリア等において休憩時に駐車した場合等に随時撮影し、必ず走行状況を撮影しなければならないという意味ではない。

撮影された写真は「電子納品要領」に基づき、工事完成時に電子納品する。

通行許可証の写し

通行許可証の写しは、受注者にて保管する。

検査時等に監督員や検査員に求められた場合、通行許可証等を提示するものとし、提出する必要はない。

車両通行記録計（タコグラフ）の写し

近年デジタル式の車両通行記録計（タコグラフ）が装着されている場合も多くなっていることから、走行当日のデータをプリントアウトしたものを提示することで構わない。